

■平成 29 年分所得税等の確定申告・平成 30 年度市県民税申告の相談日程など

昨年度からマイナンバーカードなど本人確認書類が必要となっています。また、本人以外の家族の申告をする場合や郵送で提出する場合は本人確認書類のコピーが必要です。お忘れのないようにお願いします。

区分	受付期間・時間	場所（問合せ先）
税理士による 無料申告相談	2月13日（火）～16日（金） 9:30～11:30 13:00～15:30	アステシアかさい3階集会室 (社税務署 ☎0795-42-0223)
市職員による 申告相談	2月16日（金）～3月15日（木）の平日 9:00～16:00 ※2月28日（水）、3月7日（水） は受付時間を19時まで延長	加西市民会館コミュニティセンター3階小ホール (☎43-3556) ※市民会館での税務署職員の出張 相談は2月28日まで（受付時間9:30～15:30）
社税務署職員に よる申告相談	2月16日（金）～3月15日（木）の平日 9:00～16:00	社税務署 (☎0795-42-0223)

【対象者】

税理士による申告相談

- ①前年分所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者または雑所得者（譲渡所得がある方は除く）のうち基準期間の課税売上高が概ね3,000万円以下の方
- ②給与所得者及び年金受給者（譲渡所得がある方は除く）

市職員による申告相談

- ①給与所得者及び公的年金等受給者
- ②上記①以外の方のうち、概ね所得300万円未満の白色申告者（事業所得等の収入が約1,000万円未満である方）

【申告に必要なもの】

- ・マイナンバーカードなどの本人確認書類および認印
- ・所得税のお知らせハガキや通知書（送付のあった方）
- ・配当所得の支払通知書等（上場株式等の配当等に係る配当所得の申告をされる方）
- ・生命保険料、地震保険料等の控除証明書
- ・還付申告の場合は申告される方の振込口座が分かるもの（通帳やキャッシュカード等）
- ※新たに振替納税を希望される方は、申告者ご本人の通帳またはキャッシュカード・通帳届出印を持参ください。
- ・医療費控除を受ける場合は医療費控除の明細書（下記参照）
- ・所得税または市県民税の申告書（用紙が送付された方）
- ・源泉徴収票（給与所得、年金所得がある方）
- ・所得の計算に必要な帳簿書類
- ・国民年金保険料の控除証明書または領収書

医療費控除を受ける場合、集計した「明細書」を提出することで領収書の提出が不要となりました

平成29年分の確定申告から医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」を作成し、提出することで医療費の領収書の提出が不要となりました。ただし領収書は5年間保存する必要があります（平成31年分申告までは、今までどおり領収書の添付でも可能です）。

医療費控除の明細書は下表のとおり、医療を受けた人ごと及び病院・薬局などの支払先の名称ごとに事前に集計をしてください。相談会場の混雑緩和のため、ご協力をお願いします。

■医療費控除の明細書の記載例

医療を受けた人	病院・薬局などの名称	医療費の区分	支払った医療費の金額	生命保険や社会保険で補填される金額
加西 太郎	●●病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	150,000円	52,000円
加西 花子	○○病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	28,000円	
加西 一郎	△△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	16,000円	
計			194,000円	52,000円

■所得税等の申告について

次の所得がある方は、確定申告が必要な場合があります。

- ・自営業、農業などの収入（事業所得、農業所得）
- ・農地や空き地を駐車場に貸したときの収入、アパートや貸間の収入（不動産所得）
- ・土地や建物などを売った収入（譲渡所得）
- ・生命保険契約等の満期保険金等（一時所得）
- ・給与を1カ所から受けて年末調整が済んでいる方で、給与所得や退職所得以外の合計所得が20万円を超える場合（20万円以下の場合でも市県民税の申告は必要）
- ・平成29年中の給与収入金額が2,000万円を超える場合
※源泉徴収をされている方で医療費控除、住宅借入金等特別控除などの申告をされると、所得税が還付される場合があります。



■市県民税の申告について

平成30年1月1日現在、市内に住所があり前年中に所得があった方（確定申告をする方、サラリーマン等で確定申告の必要がない方を除く）は市県民税の申告が必要です。特に、国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入の方は、所得によって保険税・保険料が軽減される場合がありますので、申告をしてください。なお、公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、公的年

【事業所得の収支内訳書を事前に作成してください】

事業所得（営業・農業）の収入及び支出の内訳については、収入・支出金額の分かるものや帳簿を基に、事前に項目ごとに分類・集計し、収支内訳書または青色申告決算書を作成してください。相談会場の混雑緩和のため、ご協力をお願いします。

【譲渡所得、青色申告、住宅ローン控除などの申告】

土地・建物や株式等を譲渡した所得、青色申告、繰越損失、雑損控除、住宅ローン控除（1年目）、相続税、消費税及び地方消費税、贈与税のある方は、社税務署で申告してください。

【e-Taxで確定申告ができます】

自宅のパソコンからインターネットを利用して電子申告（e-Tax）をすることができます。詳しくはe-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

- ・申告期間中は土・日曜日も含め24時間提出が可能
- ・源泉徴収票や各種控除額証明書の提出等を省略可能

金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税等の確定申告書の提出は不要ですが、市県民税の申告は必要です。また、公的年金等の収入金額が400万円以下の人でも医療費控除や生命保険料控除などがある場合は、市県民税の申告をしないと、それらの控除が計算されずに平成30年度の市県民税が計算されることとなりますので注意してください。

■介護保険に係る要介護認定者のおむつ代の医療費控除・障害者控除

【要介護認定者の「おむつ代」の医療費控除】

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば医療費控除の対象になります。2年目以降は、要介護認定を受けている方で、認定時の「主治医の意見書」の内容から寝たきり度とおむつの使用を確認できる場合は、申請により市が「おむつ使用証明書」に代わる確認書を発行します。

※詳しくは長寿介護課（☎42-8788）にお問い合わせください。

【要介護認定者に係る「障害者控除対象者の認定】

平成29年12月31日現在、要介護認定を受けた方で、「主治医の意見書」により寝たきり状態や重度の認知症状等が6カ月以上継続していることが確認できる場合は、申請により市が「障害者控除対象者認定書」を発行します。

「北条ならの実こども園」が4月に開園

問合先／こども未来課 ☎42-8726 FAX42-8731
kodomo@city.kasai.lg.jp

北条西保育所と北条幼稚園の2園を統合するこども園の正式名称が、「北条ならの実こども園」に決まりました。現在建設が進められている同園は、4月に開園予定です。

酒見の森のシンボルである「ならの実」のもと、豊かな自然と歴史・文化に恵まれた環境の中で、幼児期にふさわしい保育・環境を充実していきます。



北条ならの実こども園のイメージ図